

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年5月7日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年5月7日(水)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会長代理	丸石 正
委員	南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、岡嶋 祐之、 久門 廣美、林 秀一、村上 治、小林 克重、西尾 秀文、 片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

中西会長

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主任	奥 大輔
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第73号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第74号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件
日程第3 [議案第75号]	特定農地貸付け承認申請の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は中西会長です。
本日の議事録署名者には、小林 克重委員と西尾 秀文委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願ひします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第73号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第73号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字下田原2583は内外電機京阪奈工場の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
被設定人は耕作地面積208,829㎡と農業経験豊富であり、今回、被設定人は設定人から農地貸借の相談を受け、申請に至ったものです。
なお、4月23日(水)午後3時00分から地区農業委員の丸石会長代理と片下委員と現地立会い調査を行いました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長
全委員
議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第74号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第74号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
岡山2丁目403他2筆は忍ヶ丘駅の北側付近で、現況は、スクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
事務局からの説明は、以上でございます。

議長
全委員
議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

特定農地貸付け承認申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第75号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この申請は市民農園を開設するために必要なものであり、農地を区割りして利用者に貸し出すためには、特定農地貸付法により、農業委員会の承認が必要になります。
各区は10a未満で、貸付期間は5年を超えない、利用者の営利を目的としない農作物の栽培などの要件があります。
番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。
大字上田原322は田原浄水場の西側付近で、現況は、スクリーンのとおりでございます。
貸付区画は一区画50㎡で、13区画、賃料は1㎡あたり300円で貸し出す予定になっており、地区の掲示板、チラシ配布を通じて入園者の募集を行うとのことです。
3月24日午前9時30分より地区農業委員の西尾委員と小林委員と現地調査を行いました。
事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

土井委員
事務局主査

地目が現況と登記で分かれているが、何か理由はあるのか。
申請の際、申請者より謄本を受領しており、登記地目が何になっているのかを確認しております。実際に現地確認を行い、登記地目どおりに耕作されているのか確認しております。その結果を共有するため、両方記載をしております。

土井委員
事務局主査

この記載方法は珍しいように思う。
もしかすると他市町村では記載はないかもしれませんが、本市では、現況も何に使われているのか共有すべく、記載をしております。

土井委員
林委員
事務局主査

わかりました。
これは借り手は決まっているのか。
全区画は決まっていないが、元々市民農園を利用していた利用者などから借りたいとの声があがっていると聞き及んでいます。

林委員
事務局主査

市街地でも、借りたいという人はいるのか。市民農園を増やすという意向はあるのか。
市民農園自体は、市街地でも一つ昨年開設を行っており、今入園者を募集している状況です。市民農園を拡大するかどうかについては、所有者の意向もありますが、自分で耕作するのが難しくなってきたので、利用したい人がいれば拡大もしくは開設するという方はいらっしゃるのではないかと思います。

土井委員
事務局主査

先ほど説明の中で1㎡300円という説明があったかと思うが、これは年額か？
年額となります。

林委員
事務局主査

総額はいくらになるのか。
この申請者の場合は、1区画あたり50㎡の想定なので、年額1万5千円となります。

土井委員
事務局主査

別のところで、年額7,000円とか聞いたことがある。
市街地にて開設している市民農園については、現在年額8,000円でやっていることが多いと聞いています。

議長
全委員
議長

他にご質問はありますか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記